

総合政策学科	教授	関根 徹	大学院の授業担当 無
教育活動			
教育実践上の主な業績	年月日	概要	
1 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)			
1	教材選択、授業の進行計画や授業の組み立て、予習のさせ方など、授業の設計に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	<p>【刑法Ⅰ・刑法Ⅱ】</p> <p>(1)2012年度刑法の担当教員として着任したこともあって、現在は試行錯誤の段階である。当初は、予習用として刑法上問題となる事例及び予習のポイントに記載したプリントを配布し、別に授業用のプリントを配布していたが、予習ににくいとの学生からの要望を受け、①到達目標、②基礎、③発展、④応用というように分ける形式でレジュメを作成し、②基礎の部分について事前に予習をしてきてもらうようにした。授業では③発展の部分を選び、④応用は時間があれば授業で扱うが、基本的には各自の自学自修にゆだねている。刑法Ⅱ(刑法各論)についても、基本的には、このような形で、プリントを配布する予定である。</p> <p>なお、刑法学は立場によって大きく考え方が異なることから、学生が大学のときに習ってきた立場を尊重すべく、教科書については特に指定せず、推薦するにとどめた。</p> <p>(2)②基礎については、基本的に予習してくることを前提にしている。そのため、②基礎のレジュメを作成するにあたって、学説の対立が華やかな刑法学において特に疎かになりがちな条文の読み込み、条文から出てくる要件を確認するという、本当に基礎的な知識を確認することを主眼に置いて、その内容を作成している。また、予習のポイントも示すようにしている。</p> <p>(3)授業では、②基礎を予習してきたことを前提にし、この部分の解説は簡単に終え、③発展において、予習で身に付けた基礎的な知識を利用して、具体的に刑法上の問題を考えていくことになる。理論教育と実務教育の架橋という観点から、判例を中心に問題を出し、学生に答えてもらうという方法で、授業を進めている。また、未修者が履修する授業であることから、題材にする判例は、一般的な教科書、刑法判例百選に掲載されているものを中心にしている。刑法Ⅰの授業では、まず基本的な知識の定着と、その知識の使い方を身につけるということを主眼に置いている。そのため、学説についても解説しているが、判例の考え方をどのように位置づけるか、特にそれぞれの学生が採る見解と判例が同じなのか違うのか、違うならば、どこが違うのか等、裁判実務を意識した学説の解説を行っている。秋学期の刑法Ⅱも同様の方針で行う予定である。</p> <p>ただ、授業時間との関係で、授業で扱うべき情報と自学自修に任せるべき情報の選別をもつと行うべきであったという点が、反省点として残っている。今後は、この点について検討し、改善を図っていきたい。</p> <p>【刑事法総合演習・刑事法演習Ⅱ】</p> <p>(1)2012年度は、石塚章夫(本学客員教授)、徳永光(本学専任教員)、および私の二人で担当した。2012年度における役割分担は、前半に刑事訴訟法(7講)を徳永が担当し、後半に実体刑法(7講)を関根が担当した。以下では、関根が担当した後半の刑法部分について記述する。</p> <p>(2)まず、授業の方針として事例分析と法的判断についての応用力を高めることを目的に、私が独自に事例問題を作成した。いずれも、刑法総論と刑法各論を融合したかなり複雑な事例である。判例を素材にして作成したものはあるものの、判例の考え方そのままでは解決できないようにする等工夫した。</p>

総合政策学科	教授	関根 徹	大学院の授業担当 無
			<p>(3)今年度は受講生が1名しかいなかったため、事前(遅くとも1週間前)に問題を配布し、あらかじめ受講生に解答を作成させ、その解答を事前に教員にメールで送らせ、教員3名と学生が事前に解答を見てから、授業に臨むという形式を取った。</p> <p>(4)授業では、まず、受講生に解説させ、理解の問題点などを指摘しつつ問題の解説をしていくという形式を取った。刑法をテーマにしていることから、教員による解説に関しては、私が中心となつて解説しつつ、石塚、徳永両教授にもアドバイスをもらった。</p> <p>(5)秋学期に始まる刑事法演習Ⅱでも同様の方針で教材を作成していこうと考えている。但し、刑事法総合演習では7回分しか刑法分野の時間がなかったが、刑事法演習Ⅱでは14回分あり、もう少し踏み込んだ細かい問題点も織り交ぜようと考えている。</p> <p>【起案等指導Ⅰ・Ⅱ】</p> <p>(1)理論と実務の架橋を図り、実践的な能力、特に法律文書作成能力を育成するという起案等指導の方針を受け、受講生による法律文書作成を指導するという方針で授業を行った。ただ、何も無いところから法律文書を作成することはできないので、事前に課題を受講生に配布し、これについて法律文書を作成してもらい、授業前日までにメール等で提出させた。この文書を私が添削し、問題となる点などを指摘し、授業時に受講生に返却し、課題を解説しつつ、受講生の文書を一つ一つチェックするという形式で、授業を進めた。</p> <p>(2)課題は、私が刑法の担当教員であることから、刑法に関連する課題を扱った。法律文書作成を目的としていることから、文書作成をしやすいように、あまり難しいものにはせず、基本的な判例をアレンジしたものを課題とした。</p> <p>(3)授業においては、まず、受講生に、事例をどのように理解し、どのような問題意識をもって文書を作成したのか、どのような文章構成になっているか等を解説させ、そのような形式で文書が作成されているかということ細かくチェックした。</p> <p>(4)授業後、直すべき部分を直させたくて、文書を再提出させ、さらにそれを添削して返却した。</p> <p>(5)秋学期に開講される起案等指導Ⅱも同様の方針である。</p>

総合政策学科	教授	関根 徹	大学院の授業担当 無
2	授業内容の選択や授業実施に当たり、司法制度改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」を意識した取組。	2012年度～2013年度現在	<p>【刑法Ⅰ・刑法Ⅱ】 (1)刑法学は、その学問的特性から、非常に学説が華やかに対立しており、とかく理論教育と実務教育が乖離してしまいがちの学問である。しかし、刑法も、他の法律と同様に実社会で機能するものである以上、当然のことながら、理論教育と実務教育が乖離するのは妥当ではない。むしろ、実務家養成という法科大学院の機能を考慮すれば、「理論教育と実務教育の架橋」が必須である。そこで、まず、条文からどのような問題点が出てくるのかということ整理し、それらの問題点について学説を説明している。そして、それらの問題点が実際に争われた事件を紹介し、そこで示された裁判所の判断(すなわち判例)を解説している。最後に判例と学説の関係を説明している。その際、判例を鵜呑みするのではなく、判例のメリットとデメリット、他の事件への影響等を考えながら、しつかり理解させるということを意識しつつ、説明している。 (2)以上のように、判例と学説について説明した後、判例等を素材に独自作成した事例を学生に考えさせるようにしている。これは、判例及び学説を、他の事件でどのように応用していくかという能力を養うためである。特に、判例で展開されている理論の限界を探る能力を養うことを意識している。 以上のような形式で、理論教育と実務教育の架橋を図っている。</p> <p>【刑事法総合演習・刑事法演習Ⅱ】 後半の刑法に関しては、以下のとおりである (1)課題作成にあたり、判例を素材にしつつ、刑法総論、刑法各論問わず多岐にわたる論点を取り入れることで、課題事例を考えていく中で、総合的な思考能力を養うことができるように努めた。 (2)そのような課題事例を分析していく中で、事例分析能力と法的判断能力を養うことができるように努めた。 (3)実体法専門の教員と訴訟法専門の教員、実務家教員の3名がそろっていたことで、実体法と訴訟法という一応の区別を前提としつつも、そのような垣根を越えた刑事法全体にまたがる総合的な議論を展開することができた。 (4)課題事例を解説するにあたり、当該事例作成の際に参考にした判例を中心に、その判例の位置付けを学説との関係や判例の射程等を解説した。 (5)秋学期に始まる刑事法演習Ⅱでも同様の方針で授業を行っていこうと考えている。但し、刑事法演習Ⅱは、担当教員が関根1名になるため、刑事法全体にまたがる総合的な議論は、刑事法総合演習に比べて不十分なものにならざるを得ないが、できる限り、総合的な議論も取り入れていきたと考えている。</p>

総合政策学科	教授	関根 徹	大学院の授業担当 無
			<p>【起案等指導I・II】 授業自体が理論教育と実務教育の架橋を図ることを目的として開講されたものである。またこの目的を達成するように授業を行っており、特に、指導に当たっては検察官が起訴状に記載する公訴事実を意識しつつ指導してきた。また、刑法学上の基本的な知識や学説を身につけたら、それらを駆使してどのように文書化していくかということも意識したつもりである。 春学期の起案等指導Iでは着任直後ということもあって、授業の運営について反省点もあり、秋学期の起案等指導IIも同様の方針を取るつもりであるが、より理論教育と実務教育の架橋を図るという目的達成に向けて、授業方針を検討していきたい。</p>
3	授業に当たり、学生に考える力や議論する力をつけさせるための工夫、方法、効果。	2012年度～2013年度現在	<p>【刑法I・刑法II】 (1)まず、予習の段階で、典型的で簡単な問題を考えてきてもらい、個々の論点の典型事例を理解させている。そして、授業の際に、まずそれらを受講生に説明させている。 (2)次に、授業の中で、予習段階で考えてきてもらった問題をアレンジしたものをその場で出題し、考えさせ、答えてもらうことで、典型事例に関する考え方がどのように応用されるかということを理解させるよう努めている。 (3)さらに、授業用レジュメにおいて、実際に問題となった事件あるいはそれをアレンジしたものを掲載し、その場でヒントを与えつつ、検討させ、答えるような形式で授業を進めている。 (4)受講生の答えが少しずつ良くなってきているところを見れば、効果が上がっているように思われる。</p> <p>【刑事法総合演習・刑事法演習II】 事前に予習する時間をできるだけ確保するため、課題事例を遅くとも1週間前には配布するようにした。また、授業の際に、教員による解説の前に受講生に、課題事例の問題点の指摘、その問題に関する解決策、結論を解説させるようにした。まず、受講生が先に発表することで、議論しやすい環境ができていいると思われる。その結果、受講生から、質問が活発になされ、非常に有益な議論が展開されたと考えている。 秋学期の刑事法演習IIでもそのような環境づくりに努めたい。</p> <p>【起案等指導I・II】 受講生が1名であったことから、私と受講生で議論するという形式で授業を行った。授業全7回すべてにおいて、この形式で行った。したがって、受講生も、授業の中で自ずと身に着いたはずである。また、議論の内容も、一方的にこちらの意見を押し付けるようにはせず、むしろ、文書の内容について質問するなど、質問の内容を工夫して、受講生が議論しやすい環境作りに努めた。 秋学期の起案等指導IIでも同様の方針で行っていく。</p>

総合政策学科	教授	関根 徹	大学院の授業担当 無
4	授業を進めるに当たり、学生の理解度をチェックする方法等。	2012年度～2013年度現在	<p>【刑法Ⅰ・刑法Ⅱ】 刑法Ⅱにおいて、復習試験として中間試験を実施するとともに、レポートを提出させた。中間試験においては、授業で行ったことが理解できているかということを目的としているため、基礎的なレベルの問題を出題した。形式は事例式である。中間試験は全員の答案を詳しく添削しつつ20点満点で採点し、返却する際に個別のアドバイスをを行った。また、採点基準及び解答例を配布し、各学生の復習をしやすい環境を整備している。 レポート課題は私が独自に作成したものであり、中間試験よりもそのレベルを高めた。このレポートも、中間試験と同様、全員の答案を詳しく添削しつつ、20点満点で採点し、返却する際に個別のアドバイスをを行った。また、採点基準及び解答例も配布した。 なお、授業用レジュメに記載してある事例や、授業中に私が考えた問題などを学生に答えさせており、これによっても学生の理解度をチェックしている。 秋学期の刑法Ⅱにおいても同様の形式で学生の理解度をチェックする予定である。ただ、もう少し細かくチェックする必要があると思われるので、今後その方法を検討していきたい。</p> <p>【刑事法総合演習・刑事法演習Ⅱ】 3年時の選択科目であるので、刑事法に関心のある学生が受講したこと、1名の受講生を実体法、訴訟法、実務家の教員3名で指導したことから、かなり理解は深まったものと考えている。また、教員が解説する前に、受講生に解説させたことから、最初に学生の理解度をチェックすることができ、さらに、その後、教員による解説を踏まえて議論したことから、逐一学生の理解度はチェックすることができている。 刑事法演習Ⅱでもこのような形でチェックしていきたい。</p> <p>【起案等指導Ⅰ・Ⅱ】 受講生が1名であったこと、基本的に演習形式の授業であり、受講生と議論しつつ授業を進めたことから、その都度、受講生の理解度をチェックすることができた。また、質問も逐一受けるようにして、受講生の疑問を授業の中で解消していくようにした。 さらに、法律文書を直させて再提出させたことでも、学生の理解度をチェックすることができた。 秋学期の起案等指導Ⅱでも同様の方針で行っていく。</p>
5	授業後の学生の理解のフォローの実施、レポート、オフィスアワー等に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	<p>【刑法Ⅰ・刑法Ⅱ】 まず、不十分な時間しか取れないが、授業時間において、区切りのよいところで、質問時間を若干設けている。また、授業直後に質問待機時間を50分設けており、さらに、100分のオフィスアワーを設け、それぞれの中で、学生の質問に答えるようにしている。特に、授業直後の質問待機時間では受講生が数多く質問する。 中間試験・レポート・期末試験の答案については詳しく添削し、アドバイスを行うとともに、解説及び解答例を学生に配布し、復習しやすい環境を整えるべく努めている。</p> <p>【刑事法総合演習・刑事法演習Ⅱ】 基本的には授業直後に質問を受け、対応してきた。その他、オフィス・アワーなどで対応した。</p>

総合政策学科		教授	関根 徹	大学院の授業担当 無
			【起案等指導I・II】 授業後の学生理解のフォローの中心となると思われるのは、授業後に再提出させた法律文書をさらに添削して返却したことである。授業において逐一文書をチェックしていることから、再提出させた法律文書はほとんど問題のないものになっている。また、オフィスアワー等も活用して、学生からの質問に対応している。	
2 作成した教科書、教材、参考書				
1	基礎からわかる法学[第2版](6名共著)	2013年4月20日	成文堂	
2	刑法事例30講(7名共著)	2013年4月20日	成文堂	
3	刑罰はなぜ必要か(8名共訳)	2012年12月10日	中央大学出版部	
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 その他教育活動上特記すべき事項				
学会等および社会における主な活動(学外の委員、役職等)				
年月日		活動内容		
～現在		日本刑法学会会員		
2007年4月～2012年3月		高岡市厚生センター感染症審査協議会委員		
2008年4月～2012年1月		高岡市都市計画審議会委員		
		東京拘置所視察委員		
その他				